

# 新型コロナウイルス感染防止に向けた山梨県立大学の授業等の対応方針

2021.9.6

カテゴリー	目 安
A (要 注 意)	感染の危険性が低い、または大幅に減少した場合
B (初期警戒)	山梨県において感染拡大の危険性はあるが、国や自治体の緊急事態措置などが出されていない場合
C (高度警戒)	山梨県において感染が拡大し、国や自治体の緊急事態措置などが出されている場合
D (緊急事態)	国・自治体による一斉休校の要請がある場合や大学において大規模な感染者の集団発生がある場合

◎具体的な対応方針 【凡例】○:実施可能、△:制限有、▲:禁止又は強い制限有

レベル	授 業			入 構 等			図 書 館		講義室等	体育館	学生のクラブ・サークル活動	学外者の来訪	事業等による施設利用	外部への施設の貸出
	講義・演習	実験・実習	実技	教員	大学院生	学部生	学内者	学外者						
0	通 常 通 り													
1	○感染防止対策の上、対面授業(遠隔授業も可)	○感染防止対策の上、対面授業(遠隔授業も可)	○感染防止対策の上、対面授業(遠隔授業も可)	○感染防止対策の上、可	○感染防止対策の上、可	○感染防止対策の上、可	△感染防止対策の上、人数・利用時間の制限の下、入館可(制限は図書館で決定)	△利用者登録済みの人のみ感染防止対策の上、入館可 △一部、連携機関等の関係者については感染防止対策の上、入館可	○感染防止対策の上、利用可(収容定員の2分の1以内、以下同じ)	△感染防止対策の上、使用可	△感染防止対策の上、可	○感染防止対策の上、可	△「外部への施設の貸出」に準じて感染防止対策の上、利用可	△公益性等を有する場合に、感染防止対策の上、利用可(総務課または池田事務室に申請)
2	△感染防止対策の上、対面授業または遠隔授業	△原則、遠隔授業、申請・許可※1がある場合は対面授業も可 ▲学外実習は実習先から受入可能とされた場合は可	△原則、遠隔授業、申請・許可※1がある場合は対面授業も可	同上	○感染防止対策の上、可(不要不急の入構は自粛)	○感染防止対策の上、可(不要不急の入構は自粛)	同上	△利用者登録済みの人のみ十分な感染防止対策の上、一定時間での入館可 ▲一部、連携機関等の関係者については十分な感染防止対策の上、一定時間での入館可	△対面授業の受講者については感染防止対策の上、利用可 ▲遠隔授業に支障があり、事前に申告・許可※3を得た者については、利用可	△十分な感染防止対策の上、申請・許可※3により使用可	△十分な感染防止対策の上、申請・許可※3がある場合は可	△十分な感染防止対策の上、可(不要不急の来訪は自粛を要請)	△資格認定や連携協定に関する事業についてのみ、感染防止対策の上、利用可	△公益性等を有する場合に、十分な感染防止対策の上、利用可(総務課または池田事務室に申請)
3	▲原則、遠隔授業、(対面授業は申請・許可※1のある場合のみ可)	▲原則、遠隔授業、(対面授業は特別の理由がある場合は申請・許可※1により可) ▲学外実習は実習先から受入可能とされた場合は可	▲原則、遠隔授業、(対面授業は特別の理由がある場合は申請・許可※1により可)	△十分な感染防止対策の上、可	▲十分な感染防止対策の上、申請・許可※1のある場合は可	▲十分な感染防止対策の上、教員の指導監督下での教育・研究活動は可、(学生のみ場合は禁止) ▲各種証明書等の申請・受領のための短時間の入構は可(事前連絡・許可※3が必要)	▲学部生・大学院生は事前連絡・許可※2により短時間での入館可 △教員は事前連絡により一定時間での入館可	▲原則入館禁止(公共図書館経由での資料貸借・複写物取り寄せ可) ▲一部、連携機関等の関係者については十分な感染対策の上、事前連絡・許可※2により短時間での入館可	同上	▲原則使用禁止(ただし教員が、遠隔授業のために使用する場合は可)	▲オンライン活動を除き、原則活動は中止(特別な理由があり、申請・許可※3がある場合のみ可)	▲原則入構禁止(特別に許可※4を得た学外者は移動制限の下、可)	△資格認定や連携協定に関する事業についてのみ、十分な感染防止対策の上、利用可	▲貸出禁止
4	▲遠隔授業のみ可	▲実習は原則中止	▲遠隔授業のみ可	▲遠隔授業を行うに必要な教員および継続中の実験・研究資源維持などに必要な教員以外は入構自粛	▲入構禁止	▲入構禁止	▲原則入館禁止(学部生は郵送による図書等貸出サービス可) ▲特別な理由がある教員・大学院生は申請・許可※2により短時間での入館可	▲入館禁止(公共図書館経由での貸出等中止)	▲遠隔授業に支障があり、事前に申告・許可※3を得た者についてのみ移動制限の下、利用可	▲使用禁止(ただし教員が、遠隔授業のために使用する場合は可)	▲オンライン活動のみ可(2名以上が集まっての活動は中止)	▲入構禁止	▲利用禁止	▲貸出禁止

※1 許可は、学部は学部長、大学院生等は研究科長が行う  
 ※2 許可は、図書館長が行う  
 ※3 許可は、飯田キャンパスは学務課、池田キャンパスは池田事務室が行う  
 ※4 許可は、訪問先の理事、部局責任者または教員が行う